

令和3年5月7日

東京商工会議所

会頭 三村 明夫 様

東京都知事 小池 百合子

(公印省略)

テレワークの取組の更なる徹底等について (要請)

本日、国において、緊急事態宣言を5月31日まで延長することが決定されました。感染力が強く、重症化率も高いとされる変異株N501Yの発生割合が上昇し、従来株から急速に置き換わりつつあり、緊急事態宣言の効果を確認なものとするためには、更なる人流の抑制が不可欠です。

事業者の皆様には、緊急事態措置の期間において、引き続きテレワークや時差出勤等の活用により出勤者数を最大でも3割に抑制することをお願いいたします。

とりわけ、テレワークの実施は、社員を感染から守り、働き方改革・生産性の向上を進めるといふ、経営戦略にかかわる事項です。そのため、経営トップのリーダーシップでテレワークを進めていただく必要がございます。また、各職場の従業員に加え、直接の上司に対する呼びかけも重要です。

都は、「テレワーク定着トライアル期間」を設定し、「週3日・社員の7割以上」のテレワークを3か月間、実施した場合に、「テレワーク・マスター企業」として認定し、最高80万円の奨励金を支給するとともに、ウェブサイト上でPRいたします。

事業者の皆様は、直ちに積極的な取組を進めていただくため、6月11日までの1か月に「テレワーク東京ルール」宣言への登録をこの事業の参加要件としております。

なお、20時以降、防犯対策上、必要なもの等を除き、屋外照明の夜間消灯へのご協力につきまして併せてお願いいたします。

つきましては、貴団体の加盟企業・団体等に対し、都のこうした支援をご活用いただくなど、テレワークの更なる徹底等の働きかけを実施していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。